



Creation of Farm Forestry on Allocated Forestland and Its Contribution to the Livelihoods of Local People in a Mountainous Region of Northeast Vietnam

著者	Nguyen Thu Thuy
発行年	2018
その他のタイトル	ベトナム北東部の山地における林地割当政策による農家林業の創生とその地域住民の生計に対する貢献
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2018
報告番号	12102甲第8844号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00153912

氏名	Nguyen Thu Thuy		
学位の種類	博士 (環境学)		
学位記番号	博 甲 第 8 8 4 4 号		
学位授与年月日	平成 3 0 年 9 月 2 5 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	Creation of Farm Forestry on Allocated Forestland and Its Contribution to the Livelihoods of Local People in a Mountainous Region of Northeast Vietnam (ベトナム北東部の山地における林地割当政策による農家林業の創生とその地域住民の生計に対する貢献)		
主査	筑波大学准教授	博士 (学術)	甲斐田 直子
副査	筑波大学教授	博士 (農学)	村上 暁信
副査	筑波大学准教授	博士 (学術)	水野谷 剛
副査	筑波大学准教授	博士 (農学)	立花 敏
副査	筑波大学名誉教授	農学博士	増田 美砂

論 文 の 要 旨

東南アジアの森林が減少するなか、ベトナムの森林被覆は1990年代以降増加に転じており、とりわけ樹木プランテーションの著しい拡大がベトナム国内の森林被覆全体の増加に貢献している。その背景には、林地割当政策 (FLA) と総称される、従来の国営企業による森林管理から、森林の用途区分に応じた多様な経営体の育成に移行したパラダイムシフトがあると考えられる。FLA導入初期における研究は、山地少数民族の伝統的生活様式を脅かしたり、不平等な割当が所得格差を生み出したりしている等、FLAを批判するものが多い。しかしこれまでの研究蓄積は、開発援助が実施された地域に研究事例が偏っており、近年の植林の進展をもたらした長期的要因や政府の役割に注目した研究に乏しい。以上の政策上・学術上の課題をふまえ、審査対象論文は、ベトナム北東部山地におけるFLA導入にともなう土地利用変化とその直接的・間接的要因を詳細に検証し、生計向上寄与の評価に取り組んだものである。

審査対象論文の著者は、第1章において、ベトナム内外のFLAおよび農村部土地利用変化に関する先行研究を分析し、上記に示した政策上・学術上の諸課題を指摘し、研究目的および枠組みを示した。第2章では、著者は研究対象地およびデータ取得方法を提示した。具体的には、FLA政策の効果発現過程における道路網の整備と植林の進展の関連性に着目し、FLAが同時期に開始され、かつ援助プロジェクトが関与していないという条件の下に、道路条件に差異のある2村落の事例を選定し、調査票を用いた世帯調査を実施するとともに、関連機関への聞き取りと二次資料の収集を行った。

第3章では著者は、FLAの進捗と今日の森林経営体の分析を行い、保護区は政府直轄、保全林と生産林はそれぞれコミュニティならびに個々の世帯に多く割り当てられ、国営企業の管理区域は大幅に縮小したことを示した。また、FLA導入の経緯とFLA以前の生活様式に与えた影響を明らかにした。具体的には、農地の再配分がFLAに先行して

実施され、林地の一部で食料作物生産が認められたことによって、伝統的な焼き畑から林地を含む定着農耕への移行が認められたことを示した。こうした生産林をめぐる状況に加え、著者は、天然林の利用状況について、調査地ではFLA導入初期に発行された権利証は政府と個々の世帯との間の管理契約へと移行し、契約した世帯には割り当てられた面積に応じた支払いがなされていたことを明らかにした。しかし生産林がFLA導入当時のすべての世帯に割り当てられたのに対し、保全林の管理契約を有する世帯は半数足らずにすぎず、また保全林の利用は管理区域とは関係なく行われていたことを指摘した。

第4章では著者は、割当地および天然林の利用状況と植栽樹種の入手経路をもとに、植栽の契機と政策の効果を明らかにした。いずれも世帯や世帯主の属性に差は認められず、割当地の権利証も発行され、政府の植林支援プログラムが植栽開始の契機であったことを示唆した。

さらに第5章では著者は、FLAが生計に与えた影響と地域社会内における格差の問題を分析した。著者は世帯ごとの割当面積と、割り当てられたにもかかわらず植林が行われていない区域の面積の関連性をもとに、前者の差異に比して後者の差が小さいこと、一方、両村において割当林地から得た所得には差異があり、それは食料作物や果樹をどのように割当地に配置し、利用したかに起因することを示した。また著者は、道路条件の差異が、農外所得の機会に影響することも明らかにした。

第6章において著者は、前章までの分析結果をふまえ、先行研究におけるFLAの不平等な割当面積や不均等な所得に対する批判に対して、割り当てられた林地の利用有無および利用内容も含めて分析する必要性を指摘した。またFLAが今後直面する課題として、林地割当を受けた世帯における小規模な農家林業は暫定的に成立したようにみとめられるが、植林支援プログラム終了後はその継続性についてモニタリングが必要であることを挙げた。さらに、現状では植栽面積はプログラム支援により規定されているが、支援終了後に自主的な植栽に転じた場合、世帯間の不均衡な割当面積が所得格差をもたらす可能性を指摘した。

審 査 の 要 旨

本研究は、従来の研究が、広域ではあっても限られた指標を用いたもの、あるいは地域社会に密着した詳細な調査ではあるものの、実証性に欠いたものに二分される傾向があるのに対し、詳細かつ定量的な分析を試みた点が評価された。一次資料の収集に際しても、割当林地の利用状況や、生産林と保全林を区別した分析など、新規性のある視点が加えられていることも評価の対象となった。分析方法や論旨の展開は適切であり、その知見をもとにFLAをめぐる今後の課題を明らかにしており、さらに近隣諸国で講じられている森林保全対策が逆に集団化に向かっている中、ベトナムの脱集団化政策を通し、より総合的な比較検討に資する情報や知見をもたらしている点も評価された。

平成30年7月12日、学位論文審査委員会において、審査委員全員の出席のもとに論文の審査および最終試験を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士(環境学)の学位を受けるに十分な資格を有するものとして認める。